

2017年4月1日

千葉県内で活動する審判員の皆様へ

公益社団法人 千葉県サッカー協会第4種委員会

審判部長 並木克之

(通達) 千葉県大会におけるチーム帯同審判員の割当限定に関するきまりの  
一部改正について (案)

2015年4月1日付審判部長通達でお知らせした「帯同審判員の割当限定に関するきまり」についてですが、本日より本格的な実施に入ります。これに関して2016年末から本年3月末までに、帯同審判員許可申請が多くของทีมから提出されました。それらを踏まえて、通達文書の不備を修正・加筆して、新たに下記のように実施しますので、ご了承をお願いします。

記

**県大会帯同審判員の割当の限定**

県大会にチーム帯同で参加する審判員は、次のきまりの適用を受ける。

- ①前年度もしくはその年度内に、審判を担当しようとする試合実施前日までに「実技による資格更新講習会」を受講した者とする。(レフリーズダイアリーの講習会受講記録欄に受講印が押されていること。)

ただし、実技講習会受講を申し込んでいたが、当日が雨天などで講義講習に切り替わった場合は、実技で更新したものと認める。その際は、レフリーズダイアリーの所定の欄に、講習会講師あるいは事務担当者のサインを受けることを必須とする。

- ②その年度内または前年度に取得(新規登録)した者については、原則、帯同審判員となることはできないが、チーム代表者が次のように手続きをすることで認められる。【許可申請書はコチラ】

○ 前年度の取得者については、審判部長に許可申請を行い、審判部長が決定する。許可申請に当たっては、次の条件を満たすこととする。

「申請日を起算として過去1年間の試合数が20試合を越えていることで、かつ主審を10試合以上経験していること」(試合は、11人制あるいは8人制で試合時間が30分以上のものであることとし、ミニサッカーやフットサルについてはカウントしない。)

○ 年度内新規取得者については、各ブロックの審判部員(審判部長の指名する者)に認定を受けた者は認められる。(ダイアリーの受講印欄に認定担当審判部員の印またはサインを要す。)

\*認定は、2試合以上の実技を以て判断されるものとする。

■2016年度に救済措置として実施した「更新実技講習会」への特例参加での実技認定は、今年度からは行わないので、注意すること。

- ③千葉県FA審判委員会割当部から派遣割り当てを受けている審判員については、原則として、審判部長への届出により、認められる。(このことについては、「証明書」発行を検討中である。)

\*このきまりが適用される試合は、県大会につながるブロック予選も含まれる。

【本件に関する問い合わせ先】

第4種委員会 審判部長 並木克之 (携帯電話 090-2745-9876)

メール：[namiki2917@nifty.com](mailto:namiki2917@nifty.com)

\*申請に当たっては必ず事前連絡をし、返信用封筒を添えて下記へ。

<申請書送付先> 〒289-1212 山武市木原1437